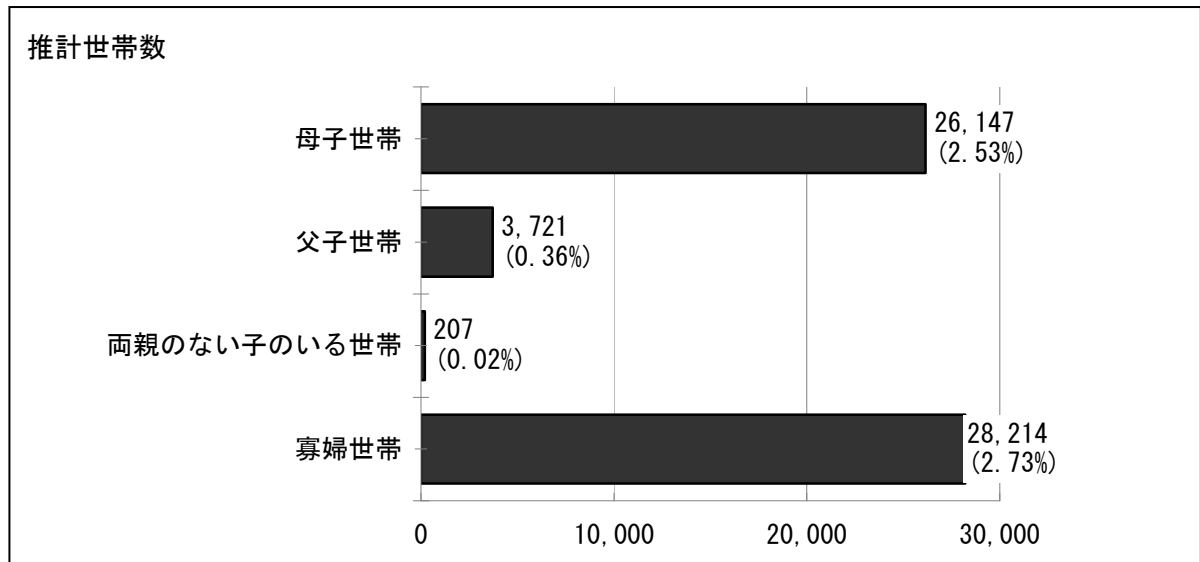


1 推計

推計世帯数は、母子世帯約 26,100 世帯、父子世帯約 3,700 世帯、両親のない子がいる世帯約 210 世帯、そして寡婦世帯約 28,200 世帯である。



調査の各地区での該当世帯の世帯数より算出した推計世帯数と出現率は母子世帯 26,147 世帯（出現率 2.53%）、父子世帯 3,721 世帯（0.36%）、両親のない子がいる世帯 207 世帯（0.02%）、そして寡婦世帯 28,214 世帯（2.73%）となった。

母子、父子、両親のない子がいる世帯、寡婦世帯の世帯数または推計世帯数及び出現率の推移

	総世帯数	母子世帯		父子世帯		両親のない子 いる世帯		寡婦世帯	
		世帯数	出現率 (%)	世帯数	出現率 (%)	世帯数	出現率 (%)	世帯数	出現率 (%)
平成 25 年度	1,033,489	26,147	2.53	3,721	0.36	207	0.02	28,214	2.73

	総世帯数	母子世帯		父子世帯		両親のない子 いる世帯		寡婦世帯	
		世帯数	出現率 (%)	世帯数	出現率 (%)	世帯数	出現率 (%)	世帯数	出現率 (%)
平成 20 年度	997,003	24,726	2.48	3,888	0.39	199	0.02	30,807	3.09
平成 15 年度	931,156	27,004	2.90	4,749	0.51	279	0.03	46,558	5.00
平成 10 年度	873,863	18,942	2.17	2,936	0.34	239	0.03	31,355	3.59
平成 5 年度	825,687	17,028	2.06	2,552	0.31	413	0.05	27,847	3.37
昭和 61 年度	742,658	15,784	2.13	1,987	0.27	197	0.03	-	-
昭和 57 年度	713,820	14,047	1.97	1,976	0.28	-	-	-	-

※ 昭和 57、61 年度は全数調査からの結果、平成 5 年度以降は抽出調査のため推計世帯数

※ 平成 5、10 年度調査は訪問調査により、対象世帯を特定して調査票を配付。平成 15、20、25 年度は、郵送配付により対象世帯に該当するか否かも含めて回答により調査をしたため、推計世帯数算出方法が異なる

※ 昭和 57 年度の母子世帯には両親のない子がいる世帯を含む

推計

平成 25 年度実態調査における世帯数・出現率（推計）

平成 25 年 9 月 1 日現在

	総世帯数	母子世帯		父子世帯		両親のない子 いる世帯		寡婦世帯	
		推計 世帯数	出現率	推計 世帯数	出現率	推計 世帯数	出現率	推計 世帯数	出現率
名古屋市計	1,033,489	26,147	2.53	3,721	0.36	207	0.02	28,214	2.73
千種区	81,850	1,318	1.61	180	0.22	0	0.00	1,130	1.38
東区	39,219	541	1.38	110	0.28	0	0.00	842	2.15
北区	56,988	1,168	2.05	148	0.26	0	0.00	1,523	2.67
楠支所	17,302	1,099	6.35	112	0.65	0	0.00	527	3.05
西区	42,179	489	1.16	152	0.36	4	0.01	1,134	2.69
山田支所	25,320	549	2.17	99	0.39	0	0.00	793	3.13
中村区	69,779	1,458	2.09	209	0.30	0	0.00	1,476	2.11
中区	51,410	632	1.23	103	0.20	5	0.01	1,626	3.16
昭和区	53,662	510	0.95	54	0.10	0	0.00	1,109	2.07
瑞穂区	47,986	984	2.05	91	0.19	0	0.00	1,283	2.67
熱田区	30,413	499	1.64	82	0.27	0	0.00	700	2.30
中川区	65,540	1,947	2.97	236	0.36	7	0.01	1,777	2.71
富田支所	28,027	1,242	4.43	149	0.53	8	0.03	1,263	4.51
港区	48,657	1,888	3.88	341	0.70	19	0.04	2,567	5.28
南陽支所	9,905	665	6.71	78	0.79	0	0.00	431	4.35
南区	61,151	1,914	3.13	202	0.33	43	0.07	1,861	3.04
守山区	58,589	1,986	3.39	270	0.46	6	0.01	1,619	2.76
志段味支所	9,980	93	0.93	0	0.00	0	0.00	149	1.49
緑区	51,094	1,870	3.66	250	0.49	36	0.07	1,787	3.50
徳重支所	39,993	580	1.45	68	0.17	0	0.00	606	1.51
名東区	72,672	1,671	2.30	196	0.27	0	0.00	2,510	3.45
天白区	71,773	1,349	1.88	244	0.34	7	0.01	1,087	1.51

※総世帯数は、名古屋市統計データ「毎月 1 日現在の世帯数と人口（学区別）」から引用

※端数処理の都合により、各区・支所の推計世帯数を合算しても、合計の推計世帯数とは一致しない。

※出現率の算出方法（母子世帯の場合）

	a	b	c	d	e	f	g	h	i
	調査区 世帯数	調査区内で 母子とみら れる世帯数	回収数	対象数	対象割合	推定 母子世帯数	出現率	各区・支所 世帯数	推計 世帯数
名古屋市計	177,322	4,550	748	739	98.80	4,495	2.53	1,033,489	26,147
千種区	10,505	169	72	72	100.00	169	1.61	81,850	1,318
東区	6,429	93	42	40	95.24	89	1.38	39,219	541
北区	13,242	278	50	49	98.00	272	2.05	56,988	1,168
楠支所	3,841	244	11	11	100.00	244	6.35	17,302	1,099
西区	6,993	83	34	33	97.06	81	1.16	42,179	489
山田支所	4,375	90	18	19	105.56	95	2.17	25,320	549
中村区	9,316	200	42	41	97.62	195	2.09	69,779	1,458
中区	9,012	111	31	31	100.00	111	1.23	51,410	632
昭和区	6,728	64	20	20	100.00	64	0.95	53,662	510
瑞穂区	7,703	158	32	32	100.00	158	2.05	47,986	984
熱田区	5,258	89	30	29	96.67	86	1.64	30,413	499
中川区	11,802	350	45	45	100.00	350	2.97	65,540	1,947
富田支所	10,562	468	23	23	100.00	468	4.43	28,027	1,242
港区	11,259	450	35	34	97.14	437	3.88	48,657	1,888
南陽支所	2,413	162	6	6	100.00	162	6.71	9,905	665
南区	10,581	331	46	46	100.00	331	3.13	61,151	1,914
守山区	10,567	358	39	39	100.00	358	3.39	58,589	1,986
志段味支所	1,612	15	6	6	100.00	15	0.93	9,980	93
緑区	8,580	314	37	37	100.00	314	3.66	51,094	1,870
徳重支所	6,535	102	31	29	93.55	95	1.45	39,993	580
名東区	9,640	222	49	49	100.00	222	2.30	72,672	1,671
天白区	10,369	199	49	48	97.96	195	1.88	71,773	1,349

推計世帯数算出の方法

- a 調査対象とした調査区（全2,000区）の中に、何世帯あるかを求める
b aから抽出した母子とみられる世帯数を求める（ただし調査対象は1調査区につき1世帯）
c 各区・支所の回収数を求める
d cのうち、「対象であった世帯」を求める
e 回収数に対して、どれだけの割合が対象数であったかを求める
f eをbに乗じて、抽出した母子とみられる世帯数あたりの対象数を算出する
g fをaで除して、調査区世帯数に対する母子世帯の出現率を算出する
i gを各区・支所の世帯数（h）に乗じて、世帯数あたり母子世帯数を算出する

〔千種区の例〕

$$\begin{aligned} & (72 \text{ 世帯} / 72 \text{ 世帯}) * 100 = 100.00\% \\ & (100.00\% * 169 \text{ 世帯}) = 169 \text{ 世帯} \\ & (169 \text{ 世帯} / 10,505 \text{ 世帯}) * 100 = 1.61\% \\ & (1.61\% * 81,850 \text{ 世帯}) = 1,318 \text{ 世帯} \end{aligned}$$

他の世帯も同様の方法により算出する。

※端数処理の都合により、各区・支所の推計世帯数を合算しても、合計の推計世帯数とは一致しない。